

## ドイツ「資格社会」における 高等教育と職業の関係

吉川裕美子（お茶の水女子大学）

### 1. 問題設定

本発表の目的は、ドイツにおける高等教育と職業の関係に焦点を当て、両者間にみられる特質に検討を加えることにある。そのとき鍵となる分析概念として、「資格」の機能に着目する。ここでいう資格とは、教育制度をつうじて附与される教育資格、ならびに職業資格を指す。これらの資格が学位、あるいは大学卒業資格という形で、大学と労働市場とを仲介する中心的役割を担ってきた事実はいうまでもない。

元来、ヨーロッパにおいて大学教育は、高度プロフェッショナル（専門職）を養成するための専門教育であり、したがって卒業後に就く専門職業との対応が前提となっていた。しかし、高等教育の拡大が進む過程で、こうした大学教育と職業との伝統的な関係には揺らぎが生じている。進展する大衆化の前に、古典的な理念に基づく高等教育モデルは、もはや崩壊せざるを得ないのか。それともドイツは、専門教育と専門職業との対応関係について、新たなモデルを示すことができるのか。もっとも、ドイツの大学教育が今後いかなる方向を目指すにせよ、歴史的に構築された教育と職業の基本的な枠組みから大きく逸脱してしまうとは考えにくい。ここでは、そのように推測する根拠として、これまであまり議論の対象とされなかった、資格制度の存在に注意を喚起しておきたい。

以下では、まず、①ドイツにおいて高等教育が拡大した背景と、②労働市場の変化について概観する。そのうえで、③大学教育と大学卒業資格の特徴を整理し、ドイツの大学教育が今なお専門職業教育と見なされる理由を「資格」の観点から考察したい。

### 2. 大学大衆化とその背景

1960年代以降、ドイツの高等教育は急速に拡大を遂げた。高等教育への進学率は1960年に6%にすぎなかつたものの、1990年代はじめまでには3割の水準に達し、以後34%台で安定している。在学者総数でみると、1960年の25万人から1994年の168万人へと、30年余りの間に6倍以上に増加した（いずれも

旧西独地域のみの数値）。

こうした進展の背景には、政府主導による積極的な拡大政策と並んで、高等教育機会に対する社会的な需要の高まりが見逃せない。すなわち一方では、国際的な経済・技術競争に勝ち残るうえで必要とされる人材育成の立場から、他方では、大学教育を前提とする職業経験に対して機会を保障する観点から、高等教育の役割が重視された。

実際のところ、ドイツにおける高等教育大衆化は、次の施策によって可能になったといえる。まず第1に、総合大学（Universität）が量的に拡充され、加えて定員を上回る学生数の受け入れが実施された。第2に、1970年前後から専門大学（Fachhochschule）が新設され、総合大学よりも修業期間が短く、教育内容に職業実践的要素を多く含んだ、非伝統的大学種の拡充が進められた。現在、ドイツの大学在籍者のうち、約3割は専門大学の学生である。

### 3. 労働市場の変化

大学進学率の上昇は、当然の帰結として、当該年齢層に占める大学卒業者の割合を増加させる。一方、大学卒業者に対する労働市場の需要は、その時々の経済状況と産業構造を反映したものとなる。概してドイツの雇用問題は、1970年代後半から1980年代をつうじて深刻化していった。同時に、大学卒業者の失業率も高まり（1993年現在、5%弱）、就業分野にも変化が生じている。

ドイツの大学卒業者にとって、そもそも主たる就職先は、政府関連の諸機関であった。これは大卒者の多くが、官僚、法律家、医師ないしは中等教育学校教員など、いわゆる高度プロフェッショナルに従事していた事実を物語っている。ところが1970年代以降、大学教育が拡大する一方で、公務ならびに公共性の強い保健・介護・社会福祉などの部門に吸収される卒業者の割合は、相対的に縮小した。代わって、重要な雇用主となったのが、民間企業である。

英独二か国を対象とした比較研究によれば、ドイツの労働市場は、個人が手にする教育資格によって

より強く規定されている。とはいえ、総合大学と専門大学のどちらを卒業したかにかかわらず、専門分野での教育をつうじて習得された知識は、実際の職務に少なからず活用されている。こうした調査結果から、ドイツの企業は大学卒業者に対していかなる知識と技能を求め、大学教育に何を期待していると考えられるか。

#### 4. 大学教育と大学卒業資格の特徴

大学で教育を受けた者の知識と能力は、ふつう教育資格（学位、大学卒業資格）をもって示される。ドイツの場合、大学修了時に附与される資格は、国家試験、ディプローム、マギスターの三種であり、いずれの資格を取得できるかは、概ね専門分野ごとに規定されている。もっとも、同じ専門分野であっても目指す資格に応じて、課程の編成方法が異なってくる。資格の特徴を概略記すと、国家試験（医学、法学、教職課程）とディプローム（社会自然科学）の課程が職業準備的な性格をもつていて、マギスター（人文科学）の課程は学問志向的である。一方、専門大学の修了資格は「ディプローム(FH)」に限られ、人文科学分野の課程は設置されていない。

ドイツの高等教育大衆化は、他の先進工業諸国と同様、とくに人文社会科学系の分野を拡大する方向で実現した。しかし、総合大学在学者の専門分野別内訳（1992年）をみると、法律・経済・社会科学が26%、人文科学は19%であり、大学生の約4割が社会科学分野を専攻している日本の状況に比べれば、取り分けて高い比率とはいえない。しかも、職業分野と明確な関係をもたないマギスターの資格は、大学卒業者のわずかに3%が取得するにとどまる。

たしかに、大衆化した高等教育においては、伝統的な大学教育と特定職業との直接の対応関係は薄れざるを得ないだろう。しかし、ドイツの高等教育には今なお、次の原則が貫かれている。

まず第1に、大学教育は専門職業教育に相当する。もっとも、その内容は職業実務の上で役立つ具体的な準備教育というよりは、特定の学問領域での専門的知識と技能の習得をつうじて、学術的な洞察力や思考方法を身につけることに重点が置かれる。

第2に、教育と研究の統一、ならびに大学の自治にのっとり、大学教育は学問分野の要求に沿って構成される。それゆえ、伝統的に専門職養成に携わってきた医学、法学、教職課程においても、専門的知識の実務への応用、あるいは社会的な能力の形成と

いった面での職業準備は、大学教育の課題とはみなされない。そのかわり国家試験の合格者は、大学を修了したのち試補となり、一定期間の実習後、さらに第二の国家試験に合格してはじめて、当該専門職に就くことができる。

しかしながら、大学教育における実践的要素の欠如は、企業側からしばしば批判されてきた問題である。大学卒業者もまた、就職後、実務に即した企業内訓練の必要性を感じている。そうしたなかで今日、総合大学入学者の約14%が、大学進学に先立って、職業訓練を済ませている事実は興味深い。大学入学資格の取得後、まず2~3年間職業訓練を受け、その後はじめて大学に進むという進学経路は、理論と実践を自らの手で結びつけ、労働市場で有利に立とうとする学生側の戦略だとは考えられないか。少なくとも、彼らの行動をとおして、職業訓練に対するドイツ社会の一般的な評価とその位置づけを読み取ることができよう。

以上、結論として、ドイツの高等教育と職業との間には、一定の対応関係が存在する。たとえ伝統的な意味での専門教育ではないにせよ、大学教育は、特定の職業分野で就業するために必要な職業資格の前提を成す。しかもドイツでは、職業訓練を基礎として得られる職業資格の種類が、職階制を構成する基軸となっている（表1）。この点にこそ、ドイツ「資格社会」の特殊性がある。

表1 職業訓練の種類と職業名（工業および商業）の対応関係

職業訓練の種類	職業名
なし	未熟練労働者ないしは速成訓練を受けた労働者
デュアルシステムでの職業訓練	熟練工 産業取引業務員、銀行員
デュアルシステムでの職業訓練、職業実務、および継続教育	マイスター、技術者 産業専門士
専門大学	工学ディプローム(FH) 経営学ディプローム(FH)
総合大学	工学ディプローム 経営学ディプローム 工学博士 政治学博士、経済学博士